

長浜市地域農業経営基盤強化促進計画案公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、同条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、同法第19条第7項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する地域農業経営基盤強化促進計画案について、市に対して意見書を提出することができる。

令和7年5月15日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画案を作成した地区
別紙のとおり
- 2 縦覧期間
自 令和7年5月15日
至 令和7年5月28日
- 3 縦覧場所
長浜市産業観光部農業振興課
長浜市八幡東町632番地
- 4 意見書の提出先
長浜市産業観光部農業振興課
長浜市八幡東町632番地